

清川村地域コミュニティ活動促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の特性を活かした自主性、共同性、開放性にあふれたコミュニティの充実に資する諸事業に要する経費に対し、予算の範囲内での支援を目的として、清川村地域コミュニティ活動促進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、清川村補助金等の交付に関する規則(昭和49年清川村規則第1号。以下「規則」という。)に規定するもののほかに必要な事項を定める。

(交付の対象)

第2条 この補助金の対象となる事業は、清川村内において、コミュニティ組織等が地域づくりのため自主的に実践し、村づくりの発展に資するために行う事業活動とする。

(対象期間)

第3条 補助金の対象となる期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日までとする。ただし、村長が特に認める場合にあっては、この限りではない。

(交付金額)

第4条 補助金の交付額は、予算の範囲内とする。ただし、1団体年額8万円以内とし、通算して8回を交付の限度とする。

2 交付決定額の合計額が予算額を超えたときは、予算額を交付決定額に応じてあん分することとする。

3 1団体の交付回数が年を超え5回を超えたときは、その後の交付する額の限度額は、次のとおりとする。

(1) 6回目 70,000円

(2) 7回目 60,000円

(3) 8回目 50,000円

4 前条ただし書きに規定する村長が特に認めた事業にあっては、交付回数に関わらず一律40,000円を限度額とする。ただし、第1項に規定する交付回数に含めるものとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする団体は、交付申請書(第1号様式)に事業計画書、収支予算書及び規約等(第2号様式)を添付のうえ、村長に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 村長は、前条の規定による申請があったときは、規則第4条の規定により補助金の交付を決定するものとする。

(申請内容の変更等)

第7条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた団体が、補助事業等の内容

の変更もしくは中止をしようとする場合には、申請内容変更（中止）承認申請書（第3号様式）により村長に申請しなければならない。

（申請内容の変更等の承認）

第8条 村長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、変更等の可否について、申請内容変更（中止）承認通知書（第4号様式）により団体に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金等の交付を受けた団体は、事業等終了後20日までに実績報告書（第5号様式）に収支決算書等を添付のうえ、村長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第10条 補助金の交付を受けた団体は、補助金の収入及び支出に係る書類を整備し、交付を受けた年度から5年間保存をしなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 3 この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第3条第3項の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 4 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 5 この要綱は、令和2年9月10日から施行する。